

# 国民年金 年金制度改正のお知らせについて

厚生年金などの年金制度の改正が順次実施されています。平成19年4月からの主な変更点は、次のとおりです。

1. 昭和12年4月2日以降生まれの人が、70歳になつた後も厚生年金の適用事業所にお勤めの場合、老齢厚生年金の全額又は一部の額が支給停止となる場合があります。

※事業主が社会保険事務所に届出ますので、本人からの手続きは不要です。

2. 今すぐ年金を受ける必要のない人は、老齢厚生年金を66歳以降に増額して受けられるようになります。

※老齢基礎年金については、従来から繰り下げ支給の制度があります。

※老齢厚生年金の支給を繰り下げて増額された老齢厚生年金を受けようとする場合は、所定の請求書を社会保険事務所に提出してください。

3. 遺族厚生年金制度が見直されます。

(1) 65歳以上の人の遺族厚生年金の支給方法の見直し

遺族厚生年金と老齢厚生年金の受給権がある65歳以上の人は：

- ・ご自身の老齢厚生年金は全額支給
- ・遺族厚生年金は、ご自身の老齢厚生年金に相当する額が支給停止され、その差額のみ支給

※平成19年4月1日前に遺族厚生年金を受ける権利を有し、かつ昭和17年4月1日以前生まれの人

は、この新しい仕組みの対象となりません。

※遺族厚生年金の支給額を決定する必要があるため、老齢厚生年金を受ける権利を有している人は同時に請求していただくことが必要です。

(2) 若齢期の妻の遺族厚生年金制度の見直し

①夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の有期給付となります。(子を養育しなくなったときに妻30歳未満の場合は、その時点から5年間)

②また、妻に対する遺族厚生年金に加算される中高齢寡婦加算は、夫死亡時に40歳以上である妻に、65歳に到達するまでの間、支給されます。

※平成19年4月1日前に受給権が発生した遺族厚生年金は、この新しい仕組みの対象となりません。

4. 離婚時の厚生年金の分割制度が導入されます。平成19年4月1日以後に離婚された場合に、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができるとの制度です。

※当事者の合意又は裁判手続により分割割合(50%上限)を定める必要があります。

※年金分割は、原則として、離婚をした日の翌日から2年以内に請求する必要があります

※年金分割の請求書に戸籍謄本や分割割合を定めた必要書類を添付して社会保険事務所にて手続きください。

5. 本人申出により、年金を受け取らないことが

できます。

申出をした翌月分から年金の支給が停止となります。なお、過去にさかのぼって申出をすることはできません。

再開の手続きをすることもできます。その場合は、申出の翌月分から支給されます。

※再開の申出をした場合、さかのぼって支給することはできません。

※年金が増額されることはありません。

▼問い合わせ先

宇都宮西社会保険事務局

☎028(622)4222

ねんきんダイヤル

(年金請求など)

☎0570(05)1165

(年金を受けている人)

☎0570(07)1165



## 農業者年金現況届受付

現況届は、農業者年金受給者が引続き年金を受ける資格があるかどうかについて、年一回確認するためのものです。

農業者年金基金より送付された現況届の「受給権者」欄に、住所・氏名を自署し、農業委員会事務局に提出してください。今年度も、一括受付は行いませんので、6月1日(木)から6月15日(金)までに、随時お持ちください。

▼問い合わせ先

農業委員会事務局

☎9166